

新型コロナウイルス感染症に係る 住民接種 実施計画(4版)

令和4年5月
産山村

※本資料は、現時点での計画内容であり、今後、国の通知、事業の検討・調整により内容を変更することがあります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種 実施計画

第1 概要

第2 基本的考え方

第3 対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 対象者への通知

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制の確保
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 村民への情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. その他

初版:令和3年3月11日

2版:令和3年12月1日

3版:令和4年4月1日

4版:令和4年5月25日

第1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、村民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナワクチン」という。)については、現在、日本を含め世界各国で開発・製造が進められており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」(令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会)においては、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安全なワクチンが開発・製造され、必要なワクチンを確保できた際に、当該感染症のまん延予防のため、国、県、熊本県医師会及び阿蘇郡市医師会の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(以下、「予防接種の手引き」という。)など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、産山村診療所、阿蘇郡市医師会や医療機関と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 原則、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとしているが、村内には産山村診療所しかないため、隣接する阿蘇市と共同接種の体制を構築し、阿蘇市の医療機関も含めて計画する。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- 1)原則として産山村において、住民基本台帳に記載されている者を対象として行うものとする。
- 2)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適用とならないものは、接種の対象から除外される。
- 3)新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記載のない者で、やむを得ない事情があると村長が認める者についても、当該者の

同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は下記のとおりとする。なお、第一期追加接種については初回接種の終了後5か月以上の間隔を置いて行う。第二期追加接種については第一期追加接種の終了後5か月以上の間隔を置いて行う。

1) 初回接種及び第一期追加接種

- (1) 医療従事者
- (2) 高齢者、高齢者施設等の従事者
- (3) 基礎疾患を有する者(※1)
- (4) 上記以外の者

※1「初回接種及び第一期追加接種における基礎疾患」

1. 令和3年度中に 65 歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※)、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している(※)場合)
- (※) 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療養手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する

者に該当する。

2. 基準(BMI30 以上)を満たす肥満の方

2) 第二期追加接種

(1) 60 歳以上の者

(2) 18 歳以上 60 歳未満であって、基礎疾患等(※2)有する接種希望者

※2「第2期追加接種における基礎疾患」

1. 18 歳以上 60 歳未満であるが、基礎疾患があり、通院／入院している

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※)、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している(※)場合)

2. 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である

3. 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

3. 対象者への通知

1) 初回接種(2 回接種)

5歳に到達した者に対して個別通知の発送を行う。

2) 第一期追加接種(1 回接種)

初回接種を受けた12歳以上の全ての住民を対象として、初回接種から5カ月が経過した者に対して、個別通知の発送を行う。

3) 第二期追加接種(1 回接種)

初回接種から5カ月が経過した者に対して、個別通知の発送を行う。

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

村は、産山村診療所及び阿蘇郡市医師会等と連携し、村民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的に必要な体制を整え、村民の安心安全に資する。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日までの間に行う。

3. 実務体制の確保

当該接種体制構築に係る業務を予防接種担当部署(健康福祉課)にて対応する。なお、接種券等の封入作業や予約受付、当日の会場設営など業務が集中する場合は、内容に応じて必要な人員の確保及び配置を全庁的に行う。

4. 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、産山村診療所及び阿蘇郡市医師会、阿蘇市等と協議を行い、阿蘇圏域中部エリア(阿蘇市・産山村)における広域的接種の協力を仰ぐ。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合には、別途個別に体制確保を検討する。

5. 接種会場

村は、下記の医療機関において、個別接種で予防接種を実施する。

1)産山村診療所

2)阿蘇市内の医療機関

3)国通知に定める集合契約により、村が新型コロナワクチン接種の実施を委託した病院、診療所、施設、団体等

6. 予約受付

産山村診療所で接種を希望する者については、役場健康福祉課が予約窓口となって一括して予約を受け付ける。予約窓口は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議しておくものとする。受付の際は、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

なお、対象者が産山村診療所以外の医療機関で接種を希望する場合は、対象者が直接医療機関または専用の予約センターにおいて予約を行うものとする。ただし、別途、予約方法を定めた場合は、この限りではない。

7. 接種を実施する段階における注意及び予防接種への同意

1) 予診

予防接種前には、問診、検温及び診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者か否かを調べる。予診に使用する予診票は、国が示す別記様式を使用する。

2) 接種対象者の本人確認

接種施設は、対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名と本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認する。

3) 接種不適合者及び予防接種要注意者

予診の結果、37.5度以上の明らかな発熱が認められる等の異状が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。

また、予防接種の実施の判断を行う際に注意を要する者については、予防接種の適否を慎重に判断するとともに、接種を行う場合は説明に基づく同意を確実に得ること。

4) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解できるよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関しては文書により同意を得るものとする。

5) 16歳未満の予防接種等

接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。ただし、あらかじめ、接種することについて、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者は、保護者の同伴を要しない。

意思確認が困難な者に対する予防接種については、家族や介護施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種の同意を確認できた場合に接種を行う。

8. ワクチンの確保

1) 産山村診療所で取り扱うワクチンは、下記のとおりとする。

(1) 初回接種(1、2回目接種): 12歳以上の者への接種

ア. 12歳以上用ファイザー社株式会社コロナウイルス修飾ウリンジ RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)

(2) 第一期追加接種、及び、第二期追加接種

ア. 12歳以上用ファイザー社株式会社コロナウイルス修飾ウリンジ RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

イ. コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

2) 阿蘇市医療機関で取り扱うワクチンは、下記のとおりとする。

(1) 初回接種(1、2回目接種): 5歳以上11歳以下の者への接種

ア. 5~11歳用ファイザー社株式会社コロナウイルス修飾ウリンジ RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

(2) 初回接種(1、2回目接種): 12歳以上の者への接種

ア. 12歳以上用ファイザー社株式会社コロナウイルス修飾ウリンジ RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

(3) 第一期追加接種、及び、第二期追加接種

ア. 12歳以上用ファイザー社株式会社コロナウイルス修飾ウリンジ RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

イ. コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

2) 村は国から割り当てられた新型コロナワクチンを基本型接種施設にて保管する。また、冷凍ワクチンを産山村診療所に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バック等を使用して、村が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

1)接種対象者が産山村診療所及び阿蘇市内の医療機関で接種を受けた場合

接種施設は、産山村に直接費用を請求する。

2)接種対象者が前項以外の接種施設で接種を受けた場合

接種施設は、当該接種施設が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)へ予診票、請求書等の送付を行う。国保連は、対象者に係る接種費用について村に請求する。

3)支払い

村は接種施設及び国保連からの請求があった時は、その内容を審査し、適当と認めたときは接種施設及び国保連に接種費用を支払うものとする。

10. 村民への情報提供、相談受付

村は、村民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談は県が担うことから、県と連携して対応する。

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合は、村が健康被害救済給付の申請を受け付け、接種による健康被害であると国が認定したときは、救済給付を行う。

12. 接種記録の管理

村は、村民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

登録したデータは、個人情報保護の観点から厳格な管理を行うものとする。

13. その他

本計画に定めのないものは、関係機関と協議し決定するものとする。